一般社団法人　全麺協　　　　　　　　　　　資料１

ZEN麺ライセンス規約

(目　的)

第1条　この規約は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という) が主催、共催、後援する諸事業に参加する個人会員および特別個人会員に付与するZEN麺ライセンス単位の厳正公平な運用に関する事項を定めることを目的とする。

（単位付与対象事業）

第２条　単位を付与する対象事業は、別紙１「一般社団法人全麺協単位取得表に定める事業とし、その事業を実施または参加した者に同表の区分・事業による単位を付与するものとする。

　２　前項の事業は、事前に全麺協本部に申請し承認を受けたものに限って単位を付与することができる。対象事業として承認を得ようとする場合は、別紙２により事前に全麺協本部に申請しなければならない。

　３　単位付与に当たっては、別紙３の「単位取得表の解説」に沿って行うものとする。

(単位の付与者)

第３条　単位付与者は前条に定める事業の主催又は主管者の全麺協部会長、支部長、正会員団体代表者とする。

２　単位付与者は、開催日、事業名、主催者名、単位数を記載したラベルに押印して交付するか、個人が記載した単位取得手帳に押印するものとする。

（単位取得手帳）

第４条　ＺＥＮ麺ライセンス単位取得手帳は、本人の署名と顔写真が添付されたものに限り有効とする。

　２　前２条により単位を授与された者は、累計単位を記載して保管するものとする。

　３　取得した単位は、当該本人に限り有効とする。

(SOBA MEISTERの認証)

第５条　全麺協は、単位取得者に対して、取得単位に応じて、SOBA MEISTERとして認証する。

(四段位以上認定会の活動状況免除)

第６条　四段位認定会書類審査を受験する者は、指定された年度の単位取得手帳の写しを提出することによって活動状況審査を受けることができる。

2　五段位認定会一次審査を受験する者は、指定された年度の単位取得手帳の写しを提出することによって活動状況審査を受けることができる。

（その他）

第７条　ZEN麺ライセンス規約(以下「規約」という)の運用に当たり、この規約に定めの無い事項、疑義ある事項については、全麺協理事会に諮り理事長が定める。

附則

1. この規約は、平成２７年４月１日から施行する。
2. この規約施行時において旧規約で単位を取得している者は、その単位は継承する。
3. 本規約第６条の活動状況審査は、旧規約による単位取得により全麺協で定める基準を超えている者は、平成２７年度から適用する。基準に達していない者は、平成２８年度から適用する。
4. この規約は、平成２９年４月１日から改正施行する。